

議案第 31 号

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例（平成 27 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 6 第 1 号ロ（2）」を「第 140 条の 6
第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。